

平成24年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|----------------|-------------|----------------|
| (1) 汚水処理戸数 | 458,600 | 戸 |
| (2) 年間総汚水処理水量 | 133,869,732 | m ³ |
| (3) 一日平均汚水処理水量 | 366,766 | m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| 管きよ整備事業費 | 14,887,502 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 | |
|-----|---------|---|---|---------------|
| 第1款 | 下水道事業収益 | | | 21,360,867 千円 |
| 第1項 | 営業収益 | | | 18,435,101 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | | | 2,925,766 千円 |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 | 下水道事業費用 | | | 20,836,584 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | | | 16,517,858 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | | | 4,290,510 千円 |
| 第3項 | 特別損失 | | | 18,216 千円 |
| 第4項 | 予備費 | | | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,441,387千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 401,766千円、当年度分損益勘定留保資金 9,039,621千円で補填するものとする。 ）。

収 入

| | | | |
|-----|-----------------|------------|----|
| 第1款 | 資 本 的 収 入 | 17,932,247 | 千円 |
| 第1項 | 企 業 債 | 13,111,100 | 千円 |
| 第2項 | 他 会 計 負 担 金 | 375,665 | 千円 |
| 第3項 | 国 庫 補 助 金 | 3,432,285 | 千円 |
| 第4項 | 負 担 金 | 982,979 | 千円 |
| 第5項 | 長 期 貸 付 金 返 還 金 | 30,218 | 千円 |

支 出

| | | | |
|-----|-------------|------------|----|
| 第1款 | 資 本 的 支 出 | 27,373,634 | 千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | 17,155,950 | 千円 |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金 | 10,183,884 | 千円 |
| 第3項 | 長 期 貸 付 金 | 33,800 | 千円 |

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|---------|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 吉野原幹線整備事業 | 482,100 | | 千円 |
| | | | | 平成24年度 | 386,000 |
| | | | | 平成25年度 | 96,100 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|------------------|--------------------|--------|---|
| 公共下水道事業 | 千円 11,385,100 | 普通貸借 又は 証券発行 | 5.0%以内 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 流域下水道事業 | 1,077,300 | | | |
| 資本費平準化 | 648,700 | | | |
| 合計 | 13,111,100 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,223,649 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,209,161千円である。

平成24年2月7日 提出

さいたま市長 清水 勇 人